

平成28年9月定例会会議録

平成28年豊郷町議会9月定例会は、平成28年9月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	山 口 昌 和
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治

地域整備課長	夏原一郎
上下水道課長	藤野 弥
産業振興課長	土田祐司
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	浅居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田清武
書 記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

議第60号 平成27年度財政健全化判断比率について

議第61号 平成27年度公営企業会計に係る資金不足比率について

議第62号 豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議第63号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第64号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議第65号 契約の締結につき議決を求めることについて
《豊郷町立日栄小学校プール改築工事請負契約について》

議第66号 滋賀県市町村交通災害共済組合契約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

議第67号 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案

議第68号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議第69号 平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）

議第70号 平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第71号 平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第72号 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第73号 平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第74号 平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議第75号 平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

議第76号 平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第77号 平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第78号 平成27年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第79号 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第80号 平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

西澤博一議長

皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまです。

これより平成28年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中、みだりに発言し、騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴をしていただきますよう、よろしく願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、西山勝議員、6番、北川和利議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤博一議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日より26日までの22日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成28年5月から7月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承を願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務・一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているところですので、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。予算決算常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次行います。

西山勝予算決算常任委員会委員長、報告を願います。

西山予算決算

常任委員長 議長。

西澤博一議長 5番、西山勝委員長。

西山予算決算 皆さん、おはようございます。

常任委員長 予算決算常任委員会報告を行います。

平成28年8月23日火曜日、日栄小学校増改築事業に係る竣工前視察を実施し、業者より説明を受けました。工事が予定どおり進められてきたことを確認し、ふぐあいがないか確認を行い、気になった点について何点か指摘を行いました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

西澤博一議長 ご苦労さまでした。

続いて、村岸善一議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

西澤博一議長 村岸委員長。

村岸議会広報 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会報告をいたします。

常任委員長 平成28年6月17日に第1回の議会広報常任委員会を開催し、第66号の発行日や記事の構成について検討を行いました。

また、7月1日に第2回の委員会を開催し、表紙の写真や記事などについて検討を行いました。

7月13日に第3回の委員会を開催し、見開き記事や写真などについての検討を行いました。

7月20日に第4回の委員会を開催し、誤字や脱字のチェックや記事に誤りがないか、読みやすい表現になっているかなどについて確認を行いました。

7月28日、第5回の委員会を開催し、表紙写真の決定と全てのページのチェックを行い、8月5日に再度最終チェックを行い、8月12日に各戸宛てに配布をいたしました。

今回、お忙しい中、記事を寄稿いただきましたテニスサークル、また豊郷スポーツ少年団、野球部の皆様にはご協力をいただき、ありがとうございます。

以上をもって、議会広報常任委員会の報告を終わります。

西澤博一議長 ご苦労さまでした。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第60号平成27年度財政健全化判断比率について及び日程第7、議第61号平成27年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して町

長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 皆さん、改めまして、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成28年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆さん方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

今期定例会には、平成27年度豊郷町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定案件6件を初め、平成28年度豊郷町一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算など議案11件、条例改正2件、同意案件2件など計21件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第60号平成27年度財政健全化判断比率について及び議第61号平成27年度公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

議第60号財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。

実質赤字額とは、当該年度の歳入歳出が上回る場合に生じるもので、平成27年度決算は実質赤字額が生じないため、数値があらわれていません。

連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。平成27年度決算は、赤字額及び資金不足額が生じないため、数値があらわれていません。

実質公債費比率については、平成17年度決算から公表しており、平成25年度は3.9、26年度は2.7、27年度は1.6であります。この比率は単年度ではなく、平成25年度から平成27年度までの3カ年平均の数値であります。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額歳入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値があらわれていません。

次に、議第61号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごと

の資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するものかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。簡易水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じないため、数値があらわれていません。

以上、報告をいたします。

西澤博一議長 これで報告を終わりました。

日程第8、議第62号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第62号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町教育委員として豊郷町の教育振興にご尽力いただいております横井保夫氏が本年9月30日をもって任期満了いたしますので、新教育長として彦根市高宮町1044番地、堤清司氏、昭和29年5月24日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。

また、同法第5条第1項により、教育長の任期につきましては3年とし、平成28年10月1日から平成31年9月30日まででございます。

堤氏につきましては、昭和54年4月1日から小学校教諭として勤務され、その間、豊郷町立豊郷小学校、豊郷町立日栄小学校勤務、学校長として、また豊郷町の児童生徒の指導、育成にご尽力をいただき、また現在、平成26年度からは豊郷町の子育て支援センターのセンター長として子育て中の保護者の相談等幅広くご支援をいただいております。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第62号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、今回の同意案件について質疑を行います。

ただいま町長のほうから提案説明をお聞きいたしましたが、これまで前町長時代も町外の教育長を任命されたこともあるんですが、伊藤町政になってからはこれまで町内の教育長を任命されてこられましたけれども、今回、彦根市在住の堤

清司さん、先生を提案されていますが、この経緯についてどういう選考をされたのか。

町内の教育長、2代にわたって伊藤町政の中では教育行政に携わっていただいて、大変町民にとっては頑張っていただきましたけれども、今回、町外の教育長を任命したいという経緯、また町内の教育長候補もいたのかどうかわかりませんが、そういう経緯だけ説明をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 町内町外と、そういうような思いはありません。豊郷町の教育にやっぱり熱心に携わっていただいている方をということで、今回、日栄小学校、豊郷町小学校とも、そしてまた社会教育とも、そして今現在、子育て支援センターで務めていただいているということで、適任者であろうということで私がお願いしたところでございます。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第62号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて質疑をいたします。

今回から教育長が従来の推薦、公選制から、町長の任命制度に変わるわけですが、その制度の導入そのものに反対をいたしました。

今、新教育長の推薦理由として、町内の学校に勤務をされ、校長等も経験されて、児童生徒の指導をされてきたというのが推薦の理由だということでしたのですが。それだけだと少し納得いきがたいところありまして、例えばどのような教育実践をされてきたのか、児童生徒、長ければ長いほど町内の、町内でもいろいろな教育問題が山積をしていますが、例えばそれらの解決のために、具体的などという教育実践をされてきたのか。

教育長の場合はそこがポイントだと思いますので、その辺のところを少し説明をお願いできればと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員の質疑にお答えします。

私もこの教育長制度は反対であります。今までのやっぱり教育委員会の中で互選されて、そういうような方法がいい。長が余り教育に介入するのは私は反対で

ありますけれども、国で決まった以上はやはり進めていかなければならない、こういう思いであります。

特に豊郷の学校教育に携わっていただいて学力向上なり、そしてまたやはり海外の日本人学校の校長も歴任されておまして、そして社会教育ということで、やはり教育全般に豊郷町の今後とも問題解決に力を発揮していただけると、そういう思いで、今回、任命の同意案件を提案させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

高橋議員 議長。

西澤博一議長 3番、高橋議員。

高橋議員 それでは、教育長任命につきまして質疑を行いたいと思います。

堤清司氏につきましては、十分人物も存じ上げておりますし、豊郷の経験も長いということも存じ上げております。一つ心配なのは、今大変力を入れておられる子育て支援センター長という重責を担っていただいております。

教育長になられますとその後任ということに心配が及ぶわけでございまして、当然、実質の課の課長の兼任とか、そういうことのないように、新たなセンター長、しっかりしたセンター長を置いていただけるようお願いをして、質問といたします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 ただいまの質疑にお答えいたします。

今おっしゃったように、相談業務等々大変熱心にやっております。

そういったことの中で、本日も承認いただいたら、やはり即、いろいろ適任者等を探して行って、相談業務に支障のないよう努めていきたい、こういう思いです。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第62号について採決します。

賛成の諸君は起立を願います。

(起立、多数)

西澤博一議長 起立多数。よって、本案は原案どおり同意されました。

日程第9、議第63号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第63号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町教育委員として豊郷町の教育振興にご尽力いただいております上林純子氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新任として豊郷町大字沢44番地1、吉井厚子氏、昭和56年8月17日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。

また、同法第5条第1項により、委員の任期につきましては4年とし、平成28年10月1日から平成32年9月30日まででございます。

吉井氏につきましては、現在日栄小学校の保護者であり、地方教育行政に情熱を持っておられ、第4条の5項により、委員のうちに保護者が含まれるようしなければならないという要件を満たしていることから、教育委員として任命させていただきたいというものであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 それでは、豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑をいたします。

これも先ほどの制度の変更ですが、町長もみずから制度の導入そのものには反対だというふうに表明をされました。先ほどの教育長の任命とはまた別に、この吉井さんについては、やっぱりこの人の人となりかわからずに、わからないまま賛成、反対の意思表示をするのは、ある意味、私はこの方に対して無責任ではないかというふうに私自身は考えます。

どういう方か、どういう意欲ある方か全然私もわかりませんので、その辺のところをご説明をお願いできればと思います。

教 育 次 長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教 育 次 長 それでは、鈴木議員の質疑にお答えいたします。

吉井厚子さんは、PTA活動におきまして、毎回積極的に行事に参加されております。活動におきましては、リーダー性を発揮され、高い評価を得られております。

また、地域におきましては地域を見回り、子どもたちの登校の際には地域の子どもたちにも細やかな目を配り、地域の子どもたちを見守り育てるといった支援をされております。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

鈴 木 議 員 議長、発言許可願えますか。

西澤博一議長 いや、自席からは控えてください。

鈴 木 議 員 先ほど質疑で申し上げましたが、制度の導入そのものに反対と私ありますし、この人となりがよくわからないということに対して賛否の意思表示をするのは私自身は無理だと思っておりますので、退席をいたしますのでよろしく申し上げます。

(鈴木議員退席)

西澤博一議長 これより議第63号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立。よって、本案は原案どおり同意されました。

日程第10、議第64号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊 藤 町 長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊 藤 町 長 議第64号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

今回、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

現在、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております高橋文子氏が平成28年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き推薦するものであります。

高橋文子氏は、平成16年から5期目となります。なお、任期につきましては、平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立。よって、本案は原案どおり推薦案に同意されました。

日程第11、議第65号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第65号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成28年度工事第13号、豊郷町立日栄小学校プール改築工事の入札を平成28年8月24日に条件付一般競争入札により実施し、所在地、滋賀県蒲生郡日野町松尾五丁目1番地、名称、株式会社奥田工務店代表取締役古谷孝氏と請負契約金額9,504万円で仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号および豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき契約の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 村 議 員 議長。

西澤博一議長 1 2 番、今村議員。

今 村 議 員 それでは、議第 6 5 号契約の締結の議決につきまして、4 点質疑を行います。

1 点目、今回は契約の方法、条件付一般競争入札という形で入札が行われておりますが、この 1 点目は、予定価格は事前公表したのかしてないのか。2 点目は、最低制限価格を設定していたのかどうかということと。3 点目は、前回の日栄小の増築工事入札の応札業者よりも今回のほうが条件付ということで、対象業者は広がったという説明を全協でお聞きいたしました。結果的には前回の改築入札のときは 9 業者が一応入札に参加したという形になっておりましたけれども、今回は入札参加業者は 2 社という形でなっております。

これは、この減った原因は入札業者が減ったのはなぜなのか、町としてはどういうふうに分析しているのか、お聞きしたいと思います。

4 点目は、町の財務規則の入札実施において、今回は入札はどのような形態で行ったのか、入札場所を町で設定して、その場所で応札をしたのか、それとも郵便等の入札もありますので、そういう一般競争入札の方法として財務規則にも書かれていますが、それを実施したのかどうか。

それと、今回、入札業者は 2 業者しかいませんでしたが、町の財務規則の入札の仕方の中では代理人を立てることができる。代理人入札もできると。それも 2 社まで 1 人の代理人が応札することができる。そういう制度も町としては財務規則に入れていますが、今回の入札は代理人入札ということとはとられているんでしょうか。奥田工務店と、それから株式会社辻正ですか、2 社ですけれども、入札者はどういう方がされたのか、説明をしてください。

教 育 次 長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教 育 次 長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

予定価格としましては公表しております。

形態のほうにいたしましては、豊郷町建設工事発注基準第 5 条の規定によりまして、豊郷町建築工事契約審議会において決定され、建築工事で設計額が 5, 0 0 0 万円以上の工事ということになりますので、条件付一般競争入札を実施いたしました。

資格につきましては、工事種別が建築一式工事であるもの、滋賀県内の業者であるもの、審査の事項評点が、町内業者は 8 5 0 点以上、町外業者は総合評点値が 9 5 0 点以上であるものであります。

今回の応札業者が2社しかなかった理由につきましては、これにつきましては各業者の判断であると考えていますので、こちらのほうではちょっと判断しかねるところがあります。

そして、入札の関係ですけれども、郵便等は実施しておりません。

入札の場所ですけれども、郵便等は企画振興課のほうに郵送されてきておりません。

場所におきましては、役場の3階で行いました。

今村議員 2番の、最低制限価格の設定はされたんですか。

教育次長 はい。

今村議員 最低制限価格の設定はされていたんですか。

教育次長 はしておりません。

今村議員 4番目の、入札代理人はいたんですか。

教育次長 済みません。それはちょっとかわって、企画振興課の課長のほうでお願いいたします。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口課長。

企画振興課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回、2社ということなんですけど、代理人入札のほうは、私の記憶によりますと1社が代理人入札で、1社がご本人ということなんです。

それからもう一つ、減った原因の分析等なんですけれども、これにつきましては昨年ですけれども、日栄小の増改築と同じような状況なんですけれども、そのときには9社ということで、今回については2社ということなんですけど、ちょっと条件付でなぜ減ったのかというのはこちらのほうは把握していない状況です。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

12番、今村さん。再質疑。

今村議員 それでは、再質疑を行います。

今、入札の代理人については、1社は代理人入札をしたと。奥田工務店と株式会社辻正ですか。どちらが代理人入札をされたんですか。それは、町には代理人として入札する場合には、それを入札という行為の中で町に提出しなきゃいけないとなっていますよね。だから、どちらの、どういう方が代理人になったのか、ちょっと説明してください。

それから、今回の入札は前回の改築、増築工事後の二度目の入札なんですけど、私も以前に町の官製談合裁判なんかも取り組んだ中で、公正取引委員会の首席検

査官の方の入札談合防止に関するそういった本も読んでまいりました中で、入札でやっぱり談合するというのは、やっぱり行政並びに業者の間での関係というのも非常に大きいわけです。今回、特にその首席検査官の本の中の指摘でもありましたが、関係する入札で二度も同じ人が続くという問題は、やはりその間で業者談合が行われている可能性が高いというふうな、これは公取の今までのそういう談合防止に努めてきた人の著作でも書いてあるんですけども。

今回、全協のときの説明では、より窓口広げて対象業者を条件付で広げた。32社にした。だから、さきの増改築のよりも対象業者は多かったという中で、わずか2社しか入札に参加しなかったということは、あとの30社はその対象になっていてもしなかったわけですが、こういったことに対して町がやっぱり公金の不正支出、そういったことをなくしていくためには入札改革もこれまで申し上げてきましたけれども、こういう自由な競争というか、公正な競争をちゃんと町が補完していくことが必要だと思うんですけども。そのルールづくりが町にはないのかなとその入札結果を見て非常に感じるんですが、よそではやっぱり入札対象になっているのにあえて入札参加しないという人たちにはそれなりに次のそういう対象から外しますよとかね、理由をまず各業者に今回入札しなかったのはどういう理由でしたかという問い合わせなんかもしてるみたいですけどね。ただ来たらそれでええわという話では談合は幾らでもやりやすくなる状況をつくっているようなものなんです。

そこら辺は、今回、業者入札で、役場3階で2業者で、1人は代理人入札という形でしたけれども、これまでも郵便入札とか、そういった入札も一般競争入札では取り入れるべきだということを申し上げてきましたが、今回、そういったこともしなかった、町としての入札の取り組みについて、そういうことをせずにもまたこういう入札を続けたということについてどういうふう考えているのか、お尋ねいたします。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

2社で代理人入札ということで、どちらが代理人入札ということのお尋ねやっただと思うんですけども。先ほども申し上げましたが、私のちょっと記憶ですけど、奥田工務店さんのほうがご本人で、もうあと1社の辻正ですか、が委任状をいただいたということでございます。

それから、あと入札改革ということで、どういったルールづくりが、ルールづくりはないのかということなんですけれども、うちについては運営基準がござい

ます。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

今 村 議 員 反対討論。

西澤博一議長 今村さんの反対討論を許します。どうぞ。

今 村 議 員 議第65号契約の締結につき議決を求めることについて、反対討論を行います。

ただいま町の入札執行の話は聞かせていただきましたが、今回の入札は、このプールの建設というのは工事の難易度からいったら建築よりも難易度が低いということで、参加の経営審査評点も工事契約金額も下がっているのかなと思います。が、入札参加資格条件を必要以上に厳しくして設定すると、優良な中堅業者の参加ができにくくなる。

私は、より多くの優良中堅業者に参加の機会を与えて、その一般競争入札をすることで町の公平な入札、公正な競争ができて、透明性の確保とか談合、入札談合、その他の不正行為の排除を徹底することができると思うんですけども。これまでも入札のこういう公平性とか透明性、そういうことをずっと指摘をしてきましたけれども、入札の予定価格というのは、町が仕様書を積算して、そういう金額を上げて予定価格をつくっておられますが、一般的に業界では公共事業の予定価格は割高に設定されているというのが常識なんですよね。

西澤博一議長 簡潔にお願いいたします。

今 村 議 員 こういった中で、予定価格が適正価格というわけではありません。そういった中で、今回、2社しかこの応札に応じないという入札というのは極めて談合性が高いんです。

これ、入札談合ルールというのがいろんな今までの事例の中に出ていましたが、やっぱりこういう引き続き同じ業者が取するために、以後、談合のそういったいろんな取り組みをして応札をするという仕組みづくりが今回はすごくしやすい中での設定だったということが推察がされます。

このことは、やはり公金を公共工事で不正に支出するということは、町民の貴重な財産が無駄遣い、また不正使用に使われていくということで非常にあってはならないことだと思います。

そういった面では、私は今回の入札の結果、この入札のあり方というのが非常

に業者談合等などが非常に町の入札のやり方についてもそれを助長するような中身になっているという点も含めまして、疑義が非常に大きいという点で反対いたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

賛成の諸君の起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議第66号滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といたします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第66号滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合は、加入件数の減少により事業の継続が難しくなっており、平成29年度の加入募集を最後に事業を廃止するため、規約の変更が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13、議第67号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第67号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されることに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものでございます。

1条関係の改正内容といたしましては、本則第19条、第43条、第48条、第50条につきましては、地方税法等の改正に伴い、個人、法人において町民税の申告後、減額更正を行い、再度増額更正をした場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴い、所要の規定の整備について改正するものでございます。

また、附則第20条の2につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等について免税措置があったものが排除されることの規定を新設するものでございます。

附則第20条の3については、附則第20条の2の新設に伴う条ずれにより改正するものでございます。

2条関係の改正内容といたしましては、豊郷町税条例の一部を改正する条例(平成27年豊郷町条例22号)の一部改正で旧三級品紙巻きたばこの特例税率について平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることにより、字句の読みかえによる所要の改正でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第67号を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、議第67号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

日程第14、議第68号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第68号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されるに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、附則第10条第11項につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、町民税に課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める必要が生じたため、新設するものでございます。

なお、附則第12項、第13項については、第10項、第11項の新設に伴う条ずれにより改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第68号を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、議第68号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第15、議第69号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）から日程第20、議第74号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第69号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）及び議第70号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議第74号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの各特

別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第69号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,858万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を43億4,069万円とするものでございます。

歳入では、地方特例交付金6万円、地方交付税3,322万1,000円、分担金及び負担金7万円、国庫支出金681万3,000円、県支出金21万円2,000円、繰入金2,319万9,000円、繰越金1億2,941万4,000円、諸収入73万4,000円を追加し、町債513万5,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費9,444万2,000円、民生費498万4,000円、衛生費122万8,000円、農林水産業費29万9,000円、商工費300万円、土木費1,841万6,000円、消防費653万5,000円、教育費5,968万4,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款9地方交付税におきます普通交付税3,322万1,000円の増額につきまして、7月26日付の平成28年度分の普通交付税の額の決定についての県通知に基づき増額を行うものです。

総務費補助金につきまして地方創生推進交付金600万円を、社会福祉費補助金では結婚新生活支援事業費補助金81万円を計上いたしました。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして3,484万6,000円の減額を行うものであります。

また、学校教育施設整備基金繰入金3,552万円は、日栄小学校運動場（町の用地取得費）、豊栄のさと管理基金繰入金2,252万5,000円は、豊栄のさとの駐車場の用地取得費の公有財産購入費の財源として繰り入れを行うものであります。

款18繰越金、項1繰越金1億2,941万4,000円の増額につきましては、平成27年度からの繰越金を1億6,941万4,000円とするものです。

款20町債、項1町債の臨時財政対策債1,043万5,000円の減額は、6ページ、第3表の地方債補正により、臨時財政対策債の限度額の変更により減額補正を行うものです。

次に、歳出では、款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節25積立金は、平成27年度一般会計繰越金1億6,941万4,000円の2分の1相当額8,470万8,000円を財政調整基金に積み立てを行うものであります。

す。

目15 地方創生事業費の委託料900万円は、家屋調査費委託費用でございます。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路橋梁費の節13 委託料379万6,000円は、道路改良工事の測量設計委託料及び市町建設事業技術支援委託料を、また節15 工事請負費205万2,000円は、町道高野瀬沢線舗装工事費を計上したところでございます。

款8 土木費、項4 住宅費、目2 改良住宅管理費の節11 需用費の修繕費895万4,000円は、改良住宅修繕費を節19 負担金、補助金及び交付金148万5,000円は改良住宅譲渡推進事業費補助金を計上いたしました。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費の節13 委託料455万4,000円は、常備消防を委託しております彦根市消防犬上分署の高機能消防指令施設整備事業費委託料を計上し、目2 非常備消防費の節18 備品購入費184万8,000円は、本町消防団の消防デジタル受令機購入費を計上したところでございます。

款10 教育費、項2 小学校費、目5 日栄小学校整備費の節17 公有財産購入費3,552万円は、運動場及び駐車場の用地購入費とし、項5 社会教育費、目8 豊栄のさと施設費の節17 公有財産購入費2,252万5,000円は駐車場の用地購入費を計上したところであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、議第70号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,439万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を10億5,874万8,000円とするものでございます。

歳入では、療養給付費交付金36万7,000円、繰越金1,402万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、保険給付費218万円、基金積立金701万3,000円、諸支出金519万8,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款4 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金36万7,000円の増額につきましては、交付金の額の確定等に伴うものであります。

また、款10 繰越金、項1 繰越金1,402万4,000円の増額につきましては前年度繰越金であります。

次に、歳出では、款2保険給付費、項2高額療養費218万円の増額につきましては、退職被保険者高額療養費の増に伴うものであります。

また、款9基金積立金、項1基金積立金701万3,000円の増額につきましては、前年度繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

また、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金519万8,000円の増額につきましては、国庫支出金の返還金によるものであります。

議第71号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億7,242万円とするものでございます。

歳入では、繰入金257万6,000円を追加し、繰越金195万2,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費62万4,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款5繰入金、項2基金繰入金257万6,000円は補正予算財源の調整から繰り入れを行うものであります。

款6繰越金、項1繰越金195万2,000円の減額につきましては、平成27年度からの繰越金が確定したことから104万8,000円とするものです。

歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節25積立金については、平成27年度繰越金の2分の1の額52万5,000円を簡易水道施設整備等基金に積み立てを行うものであります。

議第72号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億3,249万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金342万円を追加し、繰越金212万5,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費129万5,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款5繰入金、項2基金繰入金の下水道維持管理基金繰入金342万円は補正予算財源の調整から繰り入れを行うものであります。

款6繰越金、項1繰越金212万5,000円の減額につきましては、平成27年度からの繰越金が確定したことから、66万1,000円とするものです。

歳出では、款1総務費、項1総務管理費、目2維持管理費の節15工事請負

費78万9,000円につきましては、吉田マンホールポンプ施設修繕設備工事でございます。節25積立金については、平成27年度繰越金の2分の1の額33万1,000円を下水道維持管理基金に積み立てを行うものであります。

議第73号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,365万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億3,681万7,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金448万7,000円、繰越金916万8,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費2万2,000円、基金積立金458万5,000円、諸支出金651万7,000円、財政安定化基金拠出金253万1,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款7繰入金、項2基金繰入金446万円の増額につきましては、介護給付費準備基金繰入金によるものであります。

また、款8繰越金、項1繰越金916万8,000円の増額につきましては、前年度繰越金によるものです。

次に、歳出では、款4基金積立金、項1基金積立金費458万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金651万7,000円の増額につきましては、27年度実績の額の確定に伴います国県支出金の返還金によるものです。

また、款6財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金253万1,000円の増額につきましては、県財政安定化基金事業貸付金に対する返還によるものであります。

議第74号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5,946万4,000円とするものでございます。

歳入では、諸収入10万1,000円を追加するものであります。

歳出では、諸支出金10万1,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、死亡等に伴う保険料の更正によるものであります。

以上、議第69号から議第74号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 まず、議第69号平成28年度豊郷町一般会計補正予算につきましては、まず9ページで、町長の説明の中で地方交付税が3,322万1,000円の増額で、県の地方交付税の額が確定したというふうにおっしゃっていましたが、前年に比べて、今回の普通交付税というのは豊郷はふえたんでしょうか、減ったんでしょうか。どのくらいになっているのか、ちょっとそこら辺を説明してください。

続いて、14ページです。14ページの款3の民生費の中の項1社会福祉費の中で、老人福祉費で生きがいデイサービスセンター運営事業委託料ということで125万7,000円の増額というのは、これはどういう内容の増額なんでしょうか。内訳を説明してください。

それから、人権対策費の測量設計委託料と樹木伐採委託料で95万1,000円上がっておりますが、これもどこなのか、ちょっと内訳を説明してください。

それから、12番の障害福祉費で身体障害者自動車利用支援事業が10万円上がっておりますが、これは支援事業のどういう中身がふえているのか、ちょっと教えてください。

それから、次は15ページで、15ページの衛生費の中で、予防費でB型肝炎予防接種委託料107万3,000円と委託料上がっているんですけども、今回のこの委託料の対象者って町内でどれぐらいの人数で、どういう接種内容になるのか、説明をお願いいたします。

それから、16ページのほうで商工費の目2の観光費の中で、インバウンド宿泊・体験ツアー委託料、またインバウンド宿泊施設整備費補助金というのが合わせて300万上がっていますが、この事業の内容についてちょっと説明をお願いいたします。

それから、款8の土木費の中で目1の道路維持費の中の負補交で県道改築事業負担金80万9,000円というのが今回上がっておりますが、この県道というのは豊郷町のどこの県道の負担金になるのか、ちょっとその内訳を説明してください。

そして、17ページ。17ページの最初のほうに目2の改良住宅管理費で11番需用費の修繕料895万4,000円、また19番の負補交のところで改良住

宅譲渡推進事業費補助金ということで148万5,000円というのが増額補正で上がっておりますが、この両方の内訳を概要説明お願いいたします。

それから、款10の教育費、項2の小学校費の目5の日栄小学校整備費の中で、公有財産購入費3,552万、用地買収費ということで日栄小の用地買収費が上がっておりますが、これはどの場所で、何反で、そして地権者は何人いるのか、説明をしてください。

先日の全協では豊栄のさとの用地買収費についてはお聞きいたしました、そのときに1平米5,000円というのを町の用地買収の価格で設定して、町は1反500万という設定を考えているということ町長からも話がありましたけれども、私も同対事業のその当時の関係者にもちょっとお聞きしたんですが、バブルのはじける前のあの当時の、農地と宅地とまた違いますけれども、農地1反で約300万ぐらいが相場だったという話なんですけれども、今回のこの設定で同和対策事業のときは国の特別対策事業として時限立法で国の補助金とか、起債償還に対する手当とかあったんですが、今回の事業では町としてはどういう交付金や補助金とか、そういうかかる費用に対する、そういう当てはあるんでしょうか。何かその辺も、まして優良農地という圃場整備もかかっている土地もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういった場合には土地改良区に対するやっぱり賦課金やいろんな問題も出てくるんですが、そういうのもどういう形で今回検討されたのか、ちょっと説明をお願いいたします。

済みません。まだほかのあるんや。一括やったもんで。ごめん。今のは一般会計だけやわ。済みません。申しわけない。

西澤博一議長 簡潔にお願いしますわ。

今村議員 次は、議第70号の平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして。

これは決算後の補正という感じで上がっているんですけれども、特にこの中で前年度の繰越金の半分、700万がこの運用基金に充当されているということなんですけれども、この剰余金で、現在、この基金だけではなく、積み立て以外の剰余金も前年度の剰余金含めると、国民健康保険被保険者1人当たり約2万円の金額があるということなんですけれども、町としては専ら広域化に向けてこの国保会計の健全運営をやっていくということはおっしゃっておりますが、こういった剰余金の処分は今後どういうふうに基金の管理、またその処分はどういうふうに考えているのか、ここで一回聞いておきたいなと思いますので、説明をお願いいたします。

それから、議第73号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算につ

きましては、まず歳入のほうで、5ページで、町長の説明にもありましたけれども、介護給付費準備基金繰入金、これは当初0円だったのが446万円補正で増額されておりますけれども、この446万円の増額の金額というのは原資は何でしょうか。保険料値上げ分の第1号被保険者の保険料の分がここに入ってくるのか、その原資について説明をお願いしたいと思います。

それから、その下の繰越金ということで、今回は決算が出てますので、27年度決算で前年度決算収支剰余金が916万8,000円と上がっていたんですが、第6期の計画第1年目ですよね、27年度というのは。この27年度の剰余金が出てるということに対しては、課としてはどういうふうに分析されているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、歳出のほうでは、款2の保険給付費で項1介護サービス等諸費ということで、居宅介護サービス給付費が補正で1,296万5,000円減額、また目3の地域密着型介護サービス給付費が1,173万5,000円の増になっているんですが、第6期になってこの居宅介護サービスが減るとするのは今の介護サービス事業の中で特に何が減ったのか説明をお願いしたいのと、同時に、地域密着型がふえているというのは特に何がふえているのか、説明をお願いいたします。

それから、ここで支出のほうでも介護給付費準備基金に補正をして上がっていますが、その中で7ページで款6の財政安定化基金拠出金、これは財政安定化基金の償還金を第6期では3年間で分割返済をするという当初の計画でした。それが今回は繰上償還元金という形で2年分一括に上がってきてるんですけども、このことは、この財政安定化の基金借入償還というのは、次の第5期の分は第6期、6期分はまた第7期という形で償還の仕方があるんですけども、今期に6期の2年目のまだ半期終わったところですけども、この繰り上げ償還というのは今後の見通しとして今年度さらに繰り上げ償還がふえるんでしょうか。ちょっとその辺の見通しを説明してください。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

9ページの歳入でございますが、地方交付税のうち普通交付税の額でございますが、今回、3,322万1,000円を増額いたします。これで今年度の普通交付税につきましては11億1,122万1,000円。現時点ではそういうことになります。

それで、普通交付税につきましては、通年ですと12月ごろに追加ということ

があり得ますが、前年度が約228万円の追加でございました。今年度、この金額まで追加がされるかというのは微妙かなというふうに考えております。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺課長。

保健福祉課長 今村議員さんのご質疑にお答えいたします。

議第69号の一般会計補正予算、14ページですけれども、款3民生費の社会福祉費、老人福祉費のところ生きがいデイサービスセンター運営事業委託料125万7,000円増額の内容はということでしたので、こちらにつきましては、現在、生きがいデイサービスのほうに申し込まれる方がどんどんふえているような状況で、それに伴いまして相談支援員の方を今年度下半期1名増員して対応したいと思うことから、人件費分を増額でお願いしようとするものです。

それと、同じページの障害福祉費、一番下の段ですけれども、身体障害者自動車利用支援事業ですけれども、こちらにつきましては障害のある方の介助ということで、介助者の車の改造費について助成をするものなんです。今年度、当初予算で1件分の予算を計上させていただいたんですが、既に申請があって執行をしてしまいました。現在も問い合わせ等ありますので、1件分の予算を確保させていただきたいということで今回計上したものです。よろしく申し上げます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川課長。

人権政策課長 私のほうからは、14ページの人権対策費と土木費のほうの説明をさせていただきたいと思います。

人権対策費の測量設計委託料66万8,000円の中身ですが、工事費については既に予算を見ておりましたけれども、この工事費を設計するための費用としてグラウンド整備費用が14万9,000円、用地買収による家屋の解体の工事費の設計が51万9,000円という形で計上しております。

28万3,000円の樹木の伐採の委託料につきましては、安食南の開き団地の緑地の生け垣があるんですけれども、それが道路上に相当這い出しておりまして車を通行するのに危険やということで地元から要望が上がっていますので、それを切らしていただく剪定料という形で予算計上したものでございます。

それから、改良住宅費の、ページ数でいいますと17ページでございます。管理費、需用費の修繕費につきましては、屋根の防水工事をする前の漏水によります屋根修繕、またお風呂場の漏水によります修繕等によります修繕料の補正でございます。

それから、148万5,000円の改良住宅譲渡推進事業費の補助金につきましては、今回、42軒の改良住宅譲渡が完了いたしまして登記を行いました。その関係で契約者に対する不動産取得税が発生しております。当初は、この不動産取得税については県と話し合いの上で取られないとか、免除されるという予定でございましたけれども、県の問い合わせをいたしました結果、最終的に税金が課税されるということになりましたので、その関係で償還払いという形でこの分を支出していきたいということで補助金で148万5,000円計上させていただきました。軒数につきましては45軒分でございます。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田課長。

産業振興課長 今村議員のご質問にお答えいたします。

ページ数としまして16ページ、商工費でございますが、観光費としまして13の委託料100万円。これは、インバウンドの宿泊・体験ツアーに対しまして実績のある業者に対しまして委託するものでございます。

続きまして、19の200万、インバウンドの宿泊施設整備費補助金としまして、これも空き家等のリフォームに対しまして実績のある団体をお願いしたいと思っております。

以上です。

地域整備課長 議長。

西澤博一議長 夏原課長。

地域整備課長 それでは、地域整備課のほうから、16ページの道路維持費の19負担金でございます。80万9,000円につきましては、県道安食西八目線の四十九院の地区でございますけれども、側溝の工事費の負担としまして50万9,000円。それと、大字沢の松尾寺豊郷線、これの歩道工事に係ります建物補償調査の負担金としまして30万円で、合計80万9,000円となっております。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたしたいと思えます。

まず、一般会計の部分の15ページの衛生費の関係でございます。予防費の委託料107万3,000円、B型肝炎予防接種委託料の対象人数でございますが、これにつきましては平成28年の4月1日以降に出生された方の生後1歳に至るまでの間にある方ということでございますので、約70名程度を予定をしておる

ところでございます。

続きまして、議第70号の国保特別会計の関係でございまして、基金の管理についてでございます。

これにつきましては、広域化になった後も基金の管理については各市町でというふうになっておりますことから、保険料の激変緩和等に備えるべく管理をしていかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、議第73号でございます。第73号の介護保険の特別会計の5ページ、446万円の原資はということでございます。446万円の原資につきましては、続きましての6ページの中の基金積立金の中で458万5,000円を基金に積み立てをいたします。これは繰越金の2分の1以上ということになっておりますので、その基金を積み立てた中での基金からの繰り入れというふうに考えておるところでございます。

続きまして、6ページの居宅介護サービス費が減額され、地域密着が増額になった理由でございますけれども、この部分につきましては、まず地域密着の中で18名以上のデイサービスにつきましては地域密着型に移行するというふうに国のほうから定められましたために、町内で1カ所、そういう部分が出てまいりました。その部分で居宅介護サービス費の該当になっておったところが地域密着のほうに回ったという部分でございますので、ほぼ同額の部分で金額が移行しておるといふふうにご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、繰り上げ償還の部分でございますが、これは第5期におきまして借り入れました金額のうち、おっしゃっていただきましたように3カ年に分けて償還というふうに計画では上がっておりましたけれども、安定的な運営のためには償還できるときに償還をしていくというふうに検討の協議もしておりますので、今回、251万3,000円の増額補正を行い、第5期の借り入れ、県の部分につきましてはこれで償還が終わるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

17ページ。一般会計の17ページ、17の公有財産購入費の関係ですけれども、地権者は2名で、2筆分の予算計上をしております。設定価格におきましては、町長のほうから説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長　それでは、今村議員さんの質疑にお答えいたします。

全協でもお話ししましたように、要するに豊郷町の公共事業については平米5,000円ということ。そしてまた、議員の皆さん方には全協で2回に分けて、それで地権者との相談をさせていただきたいということで。それで地権者との交渉もありました。地権者等が金額出してこられたのが平米5,000円あります。これは以前から豊郷のほうに聞いているさかいに。そうしますと、今までの事業で道端は大体平米5,000円で、中へ入ってくると、今村議員がおっしゃったような額であるそうです。

そういう形の中で、再度、あれは8月の全協であったと思いますが、きちっとそういう形でしっかりお話しさせていただいたらよろしいですかということで、皆さん方のご了解いただいて、それで平米5,000円の額で地権者とのお話をさせていただく。

それと、購入の面積については、それは議員のほうに前もって、それも全協のときにきちんと資料として渡させていただいておりますので、十分ご理解のことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西澤博一議長　ほかにありませんか。

今村議員　土地改良との関係はどうなるんですかと聞いたんですけど。

伊藤町長　議長。

西澤博一議長　伊藤町長。

伊藤町長　土地改良のこと、そしてまた愛知川沿岸の決済金のこともあると思います。それは担当課のほうで地権者とそこは話をさせていただいております。

それと、この件につきましては、産業振興課がやはり農地ですから、それで皆さん方にこういう形で事前にお話しさせていただいて、それで行きますよという形の中で、それで産業振興課のほうの作業は進めさせていただいております、農業委員会のところでも議論もさせていただいております。

以上です。

西澤博一議長　ほかありますか。

鈴木議員　議長。

西澤博一議長　8番、鈴木議員。

鈴木議員　それでは、議第69号平成28年度一般会計補正予算に対する質疑を行います。

一つ、私に教えていただきたいんですが、例えば繰越金なんか、明細書に掲載されるのは1,000円単位なんですが、これ、100円未満は切り上げなのか、切り下げだったのか、ちょっと間違ったらいけませんので。切り上げでしたっけ、下げでしたか。切り上げですね。

だったら申し上げたいと思いますが。切り上げだったと記憶しているんですが、今回、歳入で繰越金の繰り上げが1億6,941万4,000円になっているんですが、決算では決算は1億6,941万4,613円ですから、今確認いたしました。繰り上げになりますから、ここは1億6,941万5,000円ではないかと思いますが、説明を求めます。

1,000円間違っているんじゃないかと思います。

2点目は、16ページの観光費、インバウンドについて質疑をいたします。

全員協議会の中で、今回、地方創生事業の一環として行われるわけですが、この地方創生事業、一つは雇用を生み出すことが求められるというような説明がありました。私もそのとおりだと思います。それからもう一つは、例えば先進地で回りましたが、四国の山奥のほうでおじいちゃん、おばあちゃんが1,000万、2,000万とか、そういう利益を上げて生活を潤されていると。そういうことが2つの地方創生事業で求められているものだという説明がありました。

そこでお尋ねしたいのは、このインバウンド宿泊云々、全体のインバウンド事業の中でどれぐらいの雇用の創出を想定されているのか。また、住民の利益がどれぐらい創出していけるというふうに想定をされているのか、説明をお願いをしたいと思います。

最後に、豊栄のさとの公有財産購入費についてお伺いをいたします。

日栄小のほうは、町長のおっしゃるとおりお聞きをしてきましたが、議会前の全員協議会のほうで町側から説明がありましたのは、1つは、この豊栄のさと駐車場の確保が懸案の事案であったという説明がありました。懸案の事案であったというのはどうも私初めてお聞きをしたような気がしてならないんです。これも私の間違いであれば訂正をしていただきたいと思いますが。

それから、担当課長のほうからは、ここについて何回か協議を重ねてきたというご説明がありましたので、この協議の経過を少し、例えば懸案の課題であったということですから、懸案の課題というのはかなり前から課題であったということですから、いつごろからそういうこの駐車場の確保が懸案の課題として担当課のほうで上がっておられて、それから今回具体的にどのような、協議を重ねてきたというご説明でしたので、その協議の説明をお願いをいたしたいと思います。

それから2点目は、駐車場確保の必要な理由として説明がありましたのは、平日の500人規模の集会でもう既にいっぱい、周辺に皆さんにご迷惑かけているという説明がありましたのでお尋ねをいたしますが、平日の200人規模の集会がこの1年間どれぐらい実際にあったのか。4月以降に限定しましょう。この4月以降、平日の200人集会で、近所の皆さんにご迷惑をおかけしているという

のが一つの理由として説明がありましたので、4月以降、平日で200人以上の集会がどれだけあったのか、まず説明をお願いをしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 鈴木委員さんの質疑にお答えいたします。

懸案といたしますのは、もう今から15年か前からやはり駐車場の拡幅でいろいろ議論があったと思います。それから、私になってからいろいろ地元の区長さんが適当な場所ということでお話もありました。

そういった中で、特にまた地域の皆さん方がやはり集落の団地の中を通られるのはもうぜひとも避けてほしい言うて行政懇談会でも何回もございました。

そういった中で、最終的に白地でずっと、最悪の場合、豊栄のさとの建設時分から駐車場の拡幅としてはということで白地に残されておかれたところ、いろいろ地域区長さんらと協議、担当課がして、あそこに落ちついて、それで今回、解決に向けてさせていただきたいということでございますので、よろしくお祈りします。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居課長。

社会教育課長 鈴木議員さんの質疑にお答え申し上げたいと思います。

ことしどれほどの数の大会があったのかということですが、確たる資料が手元にはございません。大変申しわけないんですが、6月に農協の総会があったというふうに記憶しております。それと、最近では9月4日に愛犬の人権教育研究会を開催させていただきましたので、それが今のところ、4月から大きな事業として行われたものであります。

鈴木議員 協議の経過は。協議の経過聞いたで。地権者とどういう協議をされてきたのですかいうて聞いてますよ。

社会教育課長 済みません。地権者とは平成27年から相手の意向をお聞きしながら、今日まで至ったということなんですけれども、平成27年の8月、それから2月、それと28年の6月に本人さんのお宅に寄せていただいて、意向を確かめさせていただいたという経緯があります。

総務課長 議長。

西澤博一議長 総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

繰越金の予算措置ですが、まず、予算措置する場合につきましては、歳入の場合につきましては、1,000円未満は切り捨ててでございます。支出のほう

で1,000円未満については切り上げて予算措置をしているということになりますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。再質疑。

鈴木議員 私が質疑したのは、今、担当課長のほうは相手方の意向も聞いて処遇してきたとおっしゃいましたから、協議というのは相手方がどういう意向を示されて、町側がどういう提案をされたのか、これが協議ですから、その協議の中身を説明をしてほしいと質疑をしたはずですから、その点でよろしいですか、課長。答弁お願いできますか。

質問の意味をわかっていただかないと。

それから2点目は、今のお話だとこの4月以降、平日で200人以上の会議、集会があったのは、確たるあれはないけど、2回だとおっしゃいましたよね。

先ほど町長の説明は、それはそれで了解するんですが、それでいけば、わずか2回のために、三千何百でしたか、投資するののかということになりますから、これは投資効果でいえば、それは少し理解しがたいだろうということになるんですが、その点の説明をお願いをしたいのと。

それからもう1点は、これもたしか1反500万という説明があったと思いますが、例えば先ほどこの平米数の説明がありましたが、私は、例えば改良住宅を譲渡する場合にも何度も何度も不動産鑑定士を入れて鑑定をしているわけですよ。公有財産を売却するわけですから、譲渡するわけですから。だから、やはり第三者の公正な目でということで、もう5回以上になりますね、私の記憶だけど。不動産鑑定士、そのために鑑定額も変わってくるがありますが、入れてやってきたと。

その逆で、私はやっぱり町民から見て公明正大というのは、逆に公有財産を購入する場合でも不動産鑑定士を入れて、やっぱりそこで額を決めていくと。もちろん、地権者の方との間ではいろいろあるというのは、これは十分承知をいたしていますが、しかしそこをまず不動産鑑定士を入れて、それなりの価格を出して、それをもって地権者と交渉していく、協議をしていくというのが私は筋ではないかと思うんですが、その点について説明をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員の再質疑にお答えします。

先ほど課長が申しましたのは、あれ、土曜日と多分日曜日の2回だと思います。平日はきちっと調べて、委員会で報告をさせます。土日の大会ですとそういう形。

ことしになってから平日でも満杯になっているときがありました。そういうことでございます。

それと、27年から言うてますけど、彼になってからだと思います。その以前から担当課長が交渉に入ってお話をさせていただいておりますので、その点もご理解をいただきたい。

ただ、公有財産購入、ただ、日栄小のときにお話しさせていただいてご了解いただいた。同じ町内の中で、その額に差ができるのはどうかなという形の中で同じ額で、先方さんもその当時、これくらいだろうというようなお話で、そういう形の金額にさせていただいたのでありますので、ご理解賜りたいと思います。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。最後です。

鈴木議員 先ほど2回の課長の説明は土曜日、日曜日で、平日については資料がないというので、また後で資料出して。

提案をするわけですから、私はその資料がないので委員会に提出したいというのは受け入れがたいと思うんです。

そういう理由も含めて全員協議会で町側から説明があったわけですから、その根拠資料というのは、やはり私たちに示されるべきだと思うんですね。それがきょう持ち得ていないので委員会で提出したいというのは、私としてはそれは受け入れがたいというのが1点。

それともう1点は、今町長がおっしゃいました、たしかに町長の説明というのは豊栄のさとができて以来懸案であったと町長おっしゃる。担当課長は、27年度から始めたとおっしゃる。やっぱりこの1点を取っても、行政の中の整合性、統一性、組織性、指導性というのが一貫していないんじゃないかというふうに私は思うんですが、その点について説明をお願いしたいと思います。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 失礼します。豊栄のさとの駐車場の問題につきましては、私が教育長を4年前に就任させていただいてから、課長が何回も足を運んでいただいていると。区長さんのところにといいことで。それは町長がおっしゃいましたように、懸案事項ということで、あそこの駐車場についてはどこから来られても。先日も愛犬同和がありましたけれど、他町の愛知郡、犬上郡、そこらの方々も全部JRのところから歩いてこられています。あれ雨やったら大変やなど、そういうときもありました。何とかして駐車場を確保したいというのは、これは町の願いでもありました。それがずっと毎年毎年懸案になっていたというようなことも事実です。

ようやく27年から担当課長のほうで責任というよりも、前も動いてもろうてたんですけれど、少し前向きに話が進んできたというようなことで、今回を迎えたというようなことでありますので、どうぞご理解いただきたいと、このように思います。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

河合議員 議長。

西澤博一議長 11番、河合議員。

河合議員 議第69号豊郷町一般会計補正予算の小学校費の用地買収ですけれども。

私は、町長に一言撤回をしてほしい。あたかも我々議員が承諾したような、さつき物を言いましたね。議員の方はご存じのとおりやと。確かに用地買収の件は全協では、当然、駐車場なくなるんやから、それは駐車場確保してもらわなあかんという話は出ましたわな。しかし、予算額で上がってるこれに対しての土地買収の平米数とか、金額とかは一切、我々にはご指摘はなかったと思います。ありません。

ただ、私の全協のときにしていたときには、ある一人の議員が、1枚、我々、1枚でいいのかと言ったら、いや、ついでやから2枚買うたほうがいいという、この中に議員が1人おりました。私、反発しました。立場を考えて物言わなあきまへんよって。覚えてますよね、議長。あなた言いましたね、委員会で。我々の委員会で。

地権者はどうですかと言ったら、あるところの地権者ですと。言いませんよ、深くは。1枚の田んぼで、我々は田んぼは1枚やとっていました。これを、これ上がってきたら、何と今聞いたら7反分やと。駐車場に7反必要ですか。

予算の金額も何も、この田んぼの金額も聞いておりませんでした。平米数も聞いておりません。くどいこと言いますけど。

町長、先ほどのあなたの発言撤回してくださいよ。あたかも議員がね、皆さんはご存じですよとはっきり言いましたよね。議事録後でさしてくださいよ。

我々は用地買収は、買ってくださいよとは言いました。その後の云々くんぬんは聞いていませんよ。我々、何もその全協では承諾していませんよ。あなたに、これだけの金額でこれだけ買いなさいということ。言いましたか。これ、下げてくださいよ。

それと、豊栄のさと、何ですか。27年度から、先ほど鈴木議員の繰り返しになりますけれども。平日にもイベントが行われているさかいに、その分は後ほど報告しますと、委員会ですと。これは大きな間違いですよ。どう思いますか。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 11番、河合議員さんの再質疑にお答えいたします。

全協で7反どうですかと言ったら、ほんなんやったら7反とも将来的展望に立った中で購入と、そういうふうにおっしゃっていただいて。今村議員も、それは将来展望的にはというお話で、図面も皆さん方に担当課から提示をさせていただきました。また、議会事務局のほうで資料は残っていると思います。

購入はというと、今まで事業の関係上、反500万で7反ですと、五、七、三千五百万ほどになりますというふうにお話をさせていただきました。

それと、豊栄のさとについては、これは担当課がきちっとしとらへんだけで、この担当課長の前から、野村課長のときから、ちょうど夏原課長のときにお話もあって、それからずっと継続してこれは進めているところでございますので、ご理解ほどよろしく願いいたします。

河合議員 議長。

西澤博一議長 河合議員。

河合議員 町長、くどいですがね。どこの場所でその反数と金額を指示したのかね。私はこの前のときは欠席しました。けど、その前とその前は私は出席していますよ。

今、我々どうこう、今、同僚に聞きましたけれども、補正予算上がってからは聞いたけれども、上がる前は聞いてませんと。補正上げる前にどこで、何月何日に、どこの会議でそういうような発言をされたのかね。私の耳の記憶にはございません。

残念ながら、私は自分自身の前回の全協には出席をしなかったのですね、そのときに言うたのであれば、もう既に議案書が我々のところに回っていますから。議案書は。1日ですよ、この間の全協。もう1日のときには我々の手元にはもう議案書がありましたから。私もそれを見て、えっ、えらい用地買収の金額ごっつい金額やなと疑問をしようと思うたけど、同僚議員が同じことを聞くさかいに、私はあえて質疑は。これは予算決算委員会で審議されると思いますのでね、私はそこでしっかりとした議論をしたいと思っておりますけれども。

ただ、冒頭に申しましたように、町長があたかも我々議員が納得したような言い方をするさかいに、我々は住民に対して申しわけない。知らんことは、私は「はい」とはよう言いません。言うたことは言いました。

あたかも議員がやれと言うからやったのやいうて行政側の立場で言うなら、それは大きな間違いですよ、町長、あなたは。はっきり認めてくださいよ。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長　それでは、11番、河合議員の再質疑にお答えいたします。

こちらから提案をさせていただいて、それで反別はどれぐらいさせていただくとかいうことで、それやったら3枚、要するにグラウンドの横の1枚、4反、そしてまた今現在、校舎とプールどけてるその2枚。それ、3反ちょっと。それもやったらどうですかというて。多うなりますけれども言うてお話しさせていただいたら、そんだけ協力していただけるんなら、この際、7反をというお話を、それでこちらは。別に議員さんからやれというんじゃない、こちらがどうさせていただこうと。やっぱり大きな金額も必要ですし、そして面積は面積ですから、それでお諮りをさせていただいて、それではアクションを起こさせていただきますと。反別も反500万円ということで、今度の9月議会に金額のほうは提案させていただくという、はっきりそのように。

今になってそういうことを言われると、私も心外であります。

以上です。

河合議員　議長、暫時休憩を求めます。

西澤博一議長　いや、再々質疑。

河合議員　暫時休憩を求めます。

西澤博一議長　そこからやってください。

河合議員　同僚議員に聞きたい、私は。

西澤博一議長　暫時休憩します。5分

(午前10時53分 休憩)

(午前11時38分 再開)

西澤博一議長　再開します。

先ほど河合議員の町長に対する質疑に対して、おかしいんじゃないかという話があって、その中で今、全員協議会で議員控室で話をいたしました。その中で、今ほど述べられた町長の発言に対して町長は撤回をする気があるかないか、まずそこを確認したいと思います。

まず1点は、全員協議会の中で金額を提示したというのと、もう1点はいかにも議員がやれよと言うたさかいにそのような形の言動があったと。しかし、それは個々によって一人一人の議員さんのとり方がありますので、そこら辺と。

今全員の中で聞いた話では、そういうような金額については、うーん、聞かないなという話もありました。しかし、それは一遍、全協の中のテープを起こして、そこら辺ははっきりしたいと思います。

その点について町長の答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 今議長からの発言がありましたように、私は議員さんがやれというて言うたのでやったではありません。これはこういう形で、ただ、4反を買うか、それとも6反ほどにするか7反にするのか迷っていたので、ちょっとお諮りをさせていただいて、だったらこんな協力あるんやということで、行政がそれは進めたものであります。

ただ、金額としては、やっぱり先方の方と交渉を担当課で行っておいりましたので、その中で平米5,000円の反500万というのは言いました。ただ、何百、何千万というのは言うてないか知りませんが。9月議会でその予算を計上させていただきたいというのは発言させていただきました。

以上で、私の発言したのは全協でこういう形だと思っております。

以上です。

西澤博一議長 あとの件については、予算決算の委員会で議論をしたいと思っております。

やはり個々一人一人の考え方いろいろとありますけれども、真摯に前向きに検討していただきたいと思っております。

これ、ほかに質疑ありますか。

河合議員 議長。

西澤博一議長 再々質疑。

河合議員 町長、何も個々感情で物を言うとりん違いますよ。先ほど私の質疑でね、いや、質問にね、町長が最後のこの一言一句がね、ちょっと私とかけ離れた答弁だったか違うかなど。

今言われたように、議会から要請があったから、誰も私はしたと言うてませんよ。そうとりかねないような発言に自分自身が捉えたもんやからね。だから、住民さんに、「おまえら議員さん、皆、おまえ、町長がやな、議員さんが、後の話はもう議員さんの、そのとおりですというようなこと言うたで、そうするとおまえら議員さん知ってて聞いとるのかい」と。私は、町長とわしここで何にもメールの交換してるのじゃないのやから、メール交換しとるんとちゃうんやからね、やっぱり私も自分自身が腑に落ちないから、言葉の発言に対して、ちょっとおかしいのではないかと。今、議事録を起こすということやで、その言葉がほんまに十人十色、それは皆さん聞き取り方があると思えますわ。それは違うやろう。それは河合、おまえ、おまえが間違ってるやろうとかね。そういうような議論の中でね、いや、それはほうかなとか、お互いに間違えてましたら私はこの場をかりて申しわけないと一言謝りますよ。

ただ、私、ここのとり方としては、ちょっとおまえら議員が知ってるやないけ
というふうな、ちょっと私の耳の中ではそう入ったもんやからね、ちょっとお尋
ねしたもんですわ。

これは予算決算で、ちょっとこの案件は議論されますのでね。ただし、その金
額云々かんぬんは今、これ全協では皆さんは聞いていませんと。これは全会一致
でした。そうでしたね。

田んぼを買う買わんというのは聞いてますと。だけど、金額に対しては1日の
全協しか聞いてませんと。これは豊栄のさとの土地買収の関連で聞いたん違いま
すか。反500万というのは。用地買収の反500万というのは、この間の全協
のときに初耳と違いましたか、というような話が今ありました。

だから、私はここで物申すんなら、やっぱり議員さん同士が全会一致でなかつ
たらね、私は発言できないから、皆さんの記憶どうですかと。私だけが知らなん
だら謝りますよというふうなことで、個々の判断で、金銭的には知らんと。ただし、
用地買収の件はまちまちでした。みんながみんな知つとると言いませんでしたわ。
見たもんやら、見いひんもんやら。何かこの間の竣工式やら。竣工のときにここ
とここやというようなことを聞いたけれども、金額を提示されたのはこの間の全
協のときに初めて聞いたというような話でした。

町長、付託の委員会あるんやで、またそのときにお互いに議論をし合っ
てね。私は悪いのは悪い、ええもんはええもんでね、やっていきたいかなと思
いますので。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第69号平成28年度豊郷町一般会計補正
予算（第2号）を予算決算常任委員会に、議第70号平成28年度豊郷町国民健
康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第73号平成28年度豊郷町介護保
険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第74号平成28年度豊郷町後期高齢
者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第71号平
成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議第72号平
成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委
員会に付託いたしたいと思ます。これに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、議第69号を予算決算常任委員会に、議第70

号、議第73号及び議第74号を文教民生常任委員会に、議第71号及び議第72号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第21、議第75号平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第26、議第80号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第75号から議第80号までの平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計初め、各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております平成27年度決算概要並びに平成27年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきますので、どうかよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

西澤博一議長 監査委員の審査の報告を求めます。

佐々木康雄君。

佐々木監査委員 議長。

西澤博一議長 佐々木康雄君。

佐々木監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書を初め、5特別会計決算書並びに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月8日から8月17日まで各担当課の説明を求め、監査を実施しました。

監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では監査調書、決算審査に基づき税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応、各種団体への補助金等支出の検証、公共工事・物品購入等に係る入札について重点的に審査を行い、昨年度の定期監査において気になった個別事例について担当課から聞き取りを行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計ともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められましたので、まずもってご報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず本町の財政状況についてであります。決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入64億4,385万4,001円、歳出60億7,563万2,477円で、差し引き3億6,822万1,524円となり、これは平成26年度よりも2億2,854万5,587円増でありました。

また、一般会計では、歳入41億518万7,904円、総予算額に対する収入率は98.5%、歳出は37億7,227万3,291円、総予算額に対する執行率は90.5%、差し引き3億3,291万4,613円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は37.5対62.5となっており、全体としては1億136万2,000円の減となっております。自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると2.8%減少しております。

また、歳出において、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は14億8,376万6,000円で、歳出総額に占める割合は40.6%であります。これは前年度に比べ2億4,342万8,000円、14.1%の減となっております。内訳としては、前年度に対して扶助費が1,063万6,000円増加し、公債費が2億5,012万2,000円、人件費が394万2,000円減少したことによるものです。

投資的経費は3億7,626万1,000円で、前年度に比べ1億1,889万7,000円、46.2%の増となっております。

また、本町の財政指標では、財政力指数は0.414と前年度に比べ0.012ポイント、経常収支比率は87.7と前年度に比べ3.5ポイント上昇しており、経常一般財源比率は96.4で、前年度に比べ3.0ポイント下降しています。

次に、税及び税外収入の徴収についてであります。平成27年度の税収入、税外収入の滞納額は2億2,189万4,000円で、前年度と比較して1,735万2,000円減少しており、一定の努力が見られています。そのうち、税収入における滞納は1,576万円、率で17.5%減少し、税外収入についても159万2,000円、1.1%減少しています。

今後もこれまでの研修、実践を踏まえ、全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分については、平成27年度に218万6,000円が執行されて

おりまして、事務処理は適切にされていますが、地方税法等関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても町の強い姿勢を示して改善するように一層の検討を求めて報告をしておきます。

19ページからのむすびでは、本年度の監査の重点を置いた①税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応について、②各種団体への補助金支出の検証について、③公共工事・物品購入等に係る入札について、④昨年度の定期監査において気になった個別事例について記載しておりますので、時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細についてはご一読を願います。

まず、税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応については、町税の滞納額は平成27年度に1,435万円減少し、徴収率も95.7%と一定の成果をおさめています。国保税滞納額については、前年度に比べて141万円減少し、徴収率は83.0%と前年度に比べて1.7ポイント上昇しています。

税外収入においては、貸付金や簡易水道使用料などで滞納額が減少したことから、全体の滞納額が前年度に比べて159万円減少しています。しかし、ほかの使用料等において滞納額が増加傾向にあることから、滞納者の状況を適正に把握しながら、必要とあれば法的措置を実施するなどして滞納解消に取り組んでいただきたいと思えます。

ほかの3つの項目については、むすびの記載をごらんいただきたいと思えます。

今回の決算を踏まえ、今後一層健全な財政運営を確立すべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも公平公正な徴収を一層進めることを求めるところであります。

また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向けて、町長を先頭に全職員が強い決意のもと、一致協力し、町民の期待に応えられる行政サービスの推進と次年度以降を見据えた財政運営に一層取り組まれることを強く求めます。

最後になりますが、決算書及び附属書類の提出に当たっては十分確認を行った上での提出を求め、平成27年度会計決算における監査報告といたします。

以上であります。

西澤博一議長

ご苦労さんでした。

審査意見について質疑ありますか。

西山議員

議長。

西澤博一議長

西山勝議員。

西山議員

議第75号の平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてですけれども、平成27年度3月議会で提出されました一般会計当初予算歳出事業別内訳

調のページ24ページの事業名、健康増進事業、節の中で報酬が16万5,000円、賃金6万1,000円、需用費35万2,000円、役務費14万1,000円、委託料が407万1,000円で、予算が479万円ということとなっております。

平成27年の3月の主要施策の概要ページ18ページも同じく479万ということが明記されておりますが、今回の本会議に提出されている平成27年度主要施策の概要ページ、16ページの健康増進事業の記載額が23万4,650円というような記載になっております。この金額の差、予算よりも455万5,350円必要でなかったのか、事業内容の内訳をお知らせ願いたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

西澤博一議長 済みません。ちょっと待ってください。

今の件については、監査の意見書について質疑はありませんかと。

次に、各会計の歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

今質疑があった点について答えてください。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川課長。

医療保険課長 西山議員のご質疑にお答えをいたします。

今ほどの主要施策の概要の16ページの事業費の内訳でございますが、今確認をいたしましたところ、ご指摘のとおりでございました。この金額については誤りであったという部分でございますので、委員会にて訂正文書については提出させていただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

西澤博一議長 ほかに。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 確認ですけど、先ほどのは監査意見書の報告に関しての質疑は終わったと。

西澤博一議長 終わっています。

鈴木議員 詳細は委員会がありますので、そちらでお尋ねしたいと思うんですが。

1つは、いつも申し上げるんですが、主要施策の概要の、例えば2ページですが、この交通安全対策事業の課題で、県条例により10月1日から自転車賠償保険加入が義務化されるため、加入を促す啓発を行う必要があるという記述があるんですが、これ、27年度の決算に対する報告なんで、こういう表現は余り適切ではない。この10月1日というのは、平成28年10月1日からという意味だと思うんですが。少しほかのところもあるんですが、この表現が適切でないのではないかと思うんですが、見解を、説明を求めます。

それから、同じく2ページに災害対策事業で非常用防災毛布500枚の保存パックを再加工したとあるんですが、ちょっとどういうふうに再加工されたのか、説明をお願いをしたいと思います。

それから、同じく住民生活課所管の10ページで、個人番号カードですが、これも質疑をいたしておりましたが、なかなかこの本人のところに届かないのが二百数十通とか150通あるとかいう回答が当時の課長からありましたが、今、これ全てうまく順調に行き渡る、制度そのものじゃなしに、ちゃんと行き渡ったのかどうか、説明をお願いします。

当時は150とか200ぐらいまだ役場に返ってきてるということがありましたので、その後どうなったのか。ちゃんと行き渡ったのかどうかをお願いをしたい。

それから、20ページの児童虐待防止のところで、非常に人権にかかわる中身なので、内容はともかくとして、ここでは対象児童の増加が著しいというふうに書かれておりますので、件数だけでもどれぐらい増加をしているのか、をお願いしたい。

それから、22ページの国営造成管理体制整備事業の中で、愛知川沿岸土地改良区81万6,000円とあるんですが、最近、愛知川土地改良区が国との事業で補助事業を申請されたんですよ。そのときに一部漏れた方がおられて、その漏れた方から直接お話が出て、自分たちは除外されたと。けども、愛知川土地改良区の賦課金だけを請求されていると。2年間支払わなかったら財産を差し押さえるという通知が最近来たという方からご相談があったのですが、状況を把握しておられるのかどうか、わかる範囲で説明をお願いします。ちょっと私もよくわからないところありますので。

それから、30ページの坊ちゃんかぼちゃのところで、金属検出機購入事業というのがありますが、坊ちゃんかぼちゃを使用した加工品用の金属検出機というのはちょっとよくわかりませんので、どういうことか説明をお願いをしたいと思います。

それから、37ページの小・中学校給食費助成金事業では、制度の申請率が低くて、今後は制度の周知徹底を行う必要がある。これは周知徹底じゃなしに、制度そのものを改善をしなければならぬんじゃないかと思うんです。というのは、ことしは3月1日の卒業式終わって中旬に請求書を出してくださいと来た。もうそのときに子どもはいないんですよ、学校に。そうでしょうね。

実は私の孫も気がついて、これ申請してない。あ、これ、出しておかなあかんのだったんけという。中学校の卒業式が終わってから申請書が渡された。もう一回中学校で、しかもそれを教育委員会まで持っていかなあかん。これはやっぱり

ちょっと周知徹底ではなしに、制度の改善をしないとだめなんじゃないかなというふうに思いますので、説明を求めます。

それから、41ページの公民館事業のところですが、花づくりいっぱい運動で記述が3行あるんですが、例えば「成人式では、自らが自主的に式典を運営実施してきたが、少子化の影響で参加者の減少は免れず」と、これ日本語になってないと思うんですね。少子化が影響して参加者が激減しているというのはないでしょう。

ほかにもあるんですが、先ほど一番冒頭に申し上げましたが、このやっぱり毎年指摘をしていますけれども、きちっとやっぱり表現をされるべきではないかと思うんですが、以上、説明をお願いしたい。

それから、先ほど監査報告に対する質疑が終わったということでしたが、その審査意見書の中で幾つか概要を質問させていただきたいと思います。

まず4ページで、教育費の執行率が80.4%で終わってるんですね。8割の執行率というのは、これはもう非常に低いと。何でこんなになったんだろうかと思うんですが、どうしてこういう低い執行率になったのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、5ページの不用額ですが、これまで不用額の問題、私、追及を指摘をしてきまして、この数年、不用額がかなり減額をされてきたんですが、ことしは不用額が1億8,282万3,000円で、前年度と比べて9,944万、おおよそ1億ふえたとなっています。これはまた後退をしているのではないかという懸念をするわけですが、これだけまた不用額がふえた全体としての説明を求めたいと思います。

それから9ページ、歳出の構成では投資的経費が前年度に比べて48%、その他も含めて、例えば単独の投資的経費が48%増加していますが、この理由について説明をお願いしたいと思います。

最後に、14ページの貸付金の状況で、住宅新築資金、持ち家住宅資金の滞納状況であるのですが、この滞納ははっきりしておきたいと思うんですが、特別会計がもう平成20年度でしたかに閉鎖されていますので、町が持ち出した、町が貸し付けた原資は既に町に返還されていると。返還済みだということだと私は認識してるんですが、ここで滞納金と上がっている分は、返した方も返してない方もおられますから、その中身は別にして、ここで滞納と上がっていますが、この分は、実質、全て町の純増の分だ、ちょっと言い方あれですが、いうことで、表現は滞納ですが、町が町民の皆さんに貸し付けた、町が持ち出した原資は全て回収されているというふうに私は認識しておるんですが、間違いはないかどうか、

説明をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

西澤博一議長 総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、主要施策の概要の2ページのところの交通安全対策事業費についての県条例等のこの課題の書き方でございます。当然、これについて27年度で状況を書いておりますが、これは担当課、担当者の思いとして、今後こういったことが課題かなということで書かせていただいておりますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

それと、災害対策事業の129万6,000円でございますが、このうち真空保存の毛布でございますが、通常、毛布が真空になって、ビニール袋へ入っています。それは当然耐用年数が決められておりますが、幸いにして災害ございませんので、購入したその状態で倉庫にあります。そうしますと、期限が切れますとそれを処分して新たに補充といいますか、新たに買うということになるんですが、最近ではやはりその処分するところといいますか、その辺の処分費もかさむということで、今までの毛布を一旦あけます。あけて、そしてクリーニングをしてもう一回真空に保存すると。ですから、再利用といいますか、全くさらのものですから再利用でやれば購入よりも安くつくということで、これ、1枚単価が600円でございますので、使えるものですから、当然、そういう再利用をさせていただいたということでございます。

それと、次に、審査意見書の中でございますが、ちょっと私のところ以外になるかもしれませんが、例えば4ページのところで、教育費のところでは80.4%の執行率というご質問がございました。これ、当然、工事費の不用額が大きい場合についてはこういった数字が反映といいますか、出てくるのかなという思いをします。

それと、27年度決算に際しましては、通常ですと3月末で専決処分と補正を行っておりますが、27年度についてはこの専決を行いませんでした。要するに、補正をしますと、専決をしますとその段階で一旦不用額においては積み立てなり行うわけなんです、それ、今回、27年度は行わずしてしましたので、通年より、普通よりも不用額が少し多く出てきたというふうに私は考えているものでございます。

それと、9ページでございますが、9ページの投資的経費のこの普通建設事業費の伸び率等のお話だと思います。これについては補助金の伴わない、当然、町単独事業というものがございます。その分に占める割合がやはりふえているとい

うふうに私は理解しております。

ちょっと抜けたかもわかりませんが、私のほうから以上です。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 馬場課長。

住民生活課長 私のほうからは、主要施策の概要の10ページ、個人番号カードのことでお伺いだったんですけれども、本人のところに届かないというのは通知カードのことだと思われまますので、そちらのことについてご説明させていただきます。

現在、本人のところに通知カードが死亡等により届いていないという件数は16件でございます。あと、郵便局で保管期間等が経過しまして受け取っておられない方というのは55名おられます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺課長。

保健福祉課長 私のほうからは、主要施策の概要の20ページです。児童虐待防止対策緊急強化事業の箇所、課題として「対象児童等の増加が著しく」という表現があるので実態をとということでしたけれども。

平成27年度の虐待に関する相談対応の件数は46件、前年の26年度が60件、25年度は48件ありましたので、単年度の件数だけではなくて、それまでの対応も継続して取り組んでいるということから、そうした「対象の増加が著しく」という表現を使わせていただきました。

以上です。

地域整備課長 議長。

西澤博一議長 夏原課長。

地域整備課長 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

主要施策の概要の22ページの件でございますけれども、私が思っておる件でございましたら相談にうちにも来られました。これは愛知川沿岸土地改良区というものの問題ではなくて、要するに愛荘町領域の問題でございまして、愛荘町の土地改良区が管理なりを、圃場整備もされていた領域なんでございますけれども、そこで草刈り等の問題でちょっと相談に来られました。そこで草刈りが何かしてもらえないとか、するとかという、こういうような問題でちょっと、当初の問題からはちょっと詳しくはあれなんですけれども、要は草刈りをしてもらえなんだら、言うたら水利費なり、そういうようなものを払わないというような形で、今その滞納というか、払っておられないという問題やと思うんです。

これは私らも一旦はその愛荘町、秦荘土地改良区ですか、そちらのほうにも電

話を入れて、一応解決はそちらのほうでお願いしたいというふうな思いで連絡はさせてもらっていますし、本人さんにも連絡先なりの、本人さんも何回か連絡はしていただいているみたいなんですけれども、対応は向こうでちょっとお願いしたいというふうな形でさせていただいております。

以上でございます。

産業振興課長

議長。

西澤博一議長

土田課長。

産業振興課長

鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

ページ数としましては30ページの金属検出機購入事業としましてですが、これは坊ちゃんかぼちゃを加工しまして、ペースト状にしまして、ペーストにしましたのを1キロの袋詰めにして、それをこの中に貴金属とか金属が入ったらあかんということで、一応金属感知を確認しまして、皆様に提供していきたいという思いで購入したものでございます。

以上です。

教育次長

議長。

西澤博一議長

岩崎教育次長。

教育次長

鈴木議員の質疑にお答えいたします。

37ページ、小・中学校給食費助成金事業の関係なんですけれども、今後は制度周知徹底するというところで、制度そのものの改善をということなんですけれども。制度周知を徹底することはもちろんです。また、制度そのものなかなか難しくございます。学校等の給食費が未納の方もいらっしゃいます。生活保護の方もいらっしゃる。そこらを精査した上で、もう少し突き詰めて、改善の施策を考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

人権政策課長

議長。

西澤博一議長

小川課長。

人権政策課長

鈴木議員のご質疑の審査意見書の15ページの貸付金の滞納状況についてのご質疑がありました。町が持ち出した部分は既に回収済みですかというご質問でしたけれども。現在、既に通常の回収は行っているのが5件のみでございますので、ここに上げさせていただきました滞納状況に上がっているものについては滞納分というふうに、通常償還分じゃなくて、残っている分ということになりますので、そのように理解していただいたら結構だと思います。

西澤博一議長

ほかにありますか。

鈴木議員

議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。再質問。

鈴木議員 3点。

住宅新築資金の問題は、私が聞いたのは、滞納というのは本来は、例えば町が貸し付けた金が返ってないからこれは滞納というんだけど、基本的には町が持ち出した原資はもう全て回収されてるんでしょと。わかりますか。

今課長が答弁されたのは、あと残りというのは5件でこうだ。私言ってるのは、私の質問は、滞納という枠の中で整理をされるんだけど、これは本来的には、例えば町が1億原資を持ち出したと。それであと1,000万返ってへん。これは滞納ですわ。だけど、本来、町が持ち出した原資の1億はもう既に償還済みでしょと、それは。なぜかといえ、その住宅新築資金に対して利子を請求していますよね。だから、その利子分が返ってるから、返した人は。だから、その原資は既に返っているわけでしょう。だから、厳密に言えば、滞納という枠の中で処理されるけれども、厳密な意味での滞納ではないのと違うかと。

むしろ、今返っている分は町の持ち出して1億は返っているわけですから、200万、300万、年間20万返っても、それは町の純増になっているわけでしょう、収入としては。そういう性格のものではないのですかという質問なんです。

よろしいですか。

2つ目は、せっかく給食費の助成、いいことされてるんでね。卒業して、もう子どもが学校にいいひん状況で請求書を配られて、持ってこいってね。それは私は制度の欠陥だと思っている。

例えば、せめて2月いっぱい、例えばですよ、2月いっぱい子どもが学校に行っているわけだから、そこで例えば配付をしておいて、ちゃんと回収すると。

それはまあ、例えば3月卒業しなかった子はそこから免除されるんですが、実際、実質問題はそんなこと起こり得ないわけですから、そこはやっぱりいい制度だと思うからこそ、なおさら、もちろん周知徹底も必要ですけども、むしろそういう制度の改善をしたほうがいいのではないかという説明なんです。

それから、夏原課長の説明よくわかったんですが、その案件です。言ったのは、その地先というのが愛荘町と豊郷町の全くあそこの非常に入り組んだややこしいところでしょう。だから、愛荘町の土地改良組合のほうの問題だというのはわかったんですけども、そこは行政間の中で解決できないのかというふうに私個人は思うんですが、いかがでしょうか。

以上、3点です。

地域整備課長 議長。

西澤博一議長
地域整備課長

夏原課長。

鈴木議員の再質疑にお答えしたいと思います。

端的に申し上げますと、土地改良区というくくりの中の問題でございまして、行政がそこまでちょっと入れないというふうな形で考えております。

私どものほうも土地改良区に対してはこういうふうにできるだけ解決に向けるような話し合いをしてくださいよというふうな意見等は申し上げますけれども、行政、愛荘町と豊郷町の行政間ではこういう話はちょっとできないのかなというふうに考えております。

教育次長
西澤博一議長
教育次長

議長。

岩崎教育次長。

鈴木議員さんの再質疑にお答えいたします。

3年生は卒業が早いということで、なかなか申請書が行き届かなかったということなんですけれども、早目に申請書を配るなり、学校の協力も得てやっていき、少しでも、一人でも多くの方に助成をして、助成が与えられるような形をとりたいと思います。

今後、また十分な周知徹底は、これは基本としてやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

人権政策課長
西澤博一議長
人権政策課長

議長。

小川課長。

鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

ご質問の中身については理解いたしましたけれども、ただ、今申し上げておかなあかんのは、一般会計に移行する前に繰り上げ償還して、起債のほうは全部償還が終わってるということでございますけれども、一般会計のほうに移行した後、収入になった部分については基金のほうに積み立てるという形で、今現在処理をしております。

トータルをして、当初、つぎ込んだ金が幾ら返ってきて、トータルしてプラスになっているか、マイナスになっているのかというところまではまだ詳しい資料を精査してみないとわからないということなので、もう一遍委員会までに精査していきたいと思います。よろしく願いします。

鈴木議員
西澤博一議長
鈴木議員

議長。

8番、鈴木議員。再々です。

最後です。

先ほどのこの同和対策の500万云々の話があるから、私はこの質問してるんですよ。

当時、主監だった村西現在副町長とかなり討論いたしました。今でも覚えていますが、住宅資金特別会計を閉鎖するとき、おおよそ2億2,000万の利益がありましたよね。そうでしょう。おおよそありました。私はその2億2,000万は、これは同和対策の町民の皆さんが、私たちも、私も返還した一人ですけど、返還をして、閉めるときにできた利益が2億2,000万だから、これは本来、その事業として積み立てるべきだろうと。

例えば改良住宅の譲渡もこれから予定されていろいろあるから、そういう特別な積み立てをするべきではないかというふうに何度も質問いたしました。今でも思います。

村西副町長がおっしゃったのは、町も持ち出しているんやと。それ以上に町も持ち出しているんやから、この2億数千万は一般会計に繰り入れるんだとおっしゃいましたよ。当時の議事録見ればわかります。

結果どうなったか。その2億数千万は一般会計に繰り入れられているんです。

今課長がこれから精査するとおっしゃるんだったら、その2億2,000万円は、町の一般会計に繰り入れた分、2億2,000万は返還分としてやるべきじゃないですか。やるべきだと私は思いますが、見解を求めます。

人権政策課長

議長。

西澤博一議長

小川課長。

人権政策課長

全体を精査して資料をつくらせていただきたいと思います。

鈴木議員

違うんです。だから、その2億数千万は収入に入れるべきだと言ってるのや。

総務課長

議長。

西澤博一議長

村田総務課長。

総務課長

鈴木議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

私も担当したことがありますので、私の知ってる範囲で申し上げますと、当然、資金につきましては5.5%でしたか。そのときには、当然、補助金、それ以外は全て借入れで構成している資金でございます。

ですから、今までですと、当然、償還金、入ってきたもので、毎月なり、年間に個人さんが償還してはりますね、町。その財源をもって普通は起債の返還をしていくというのが、これ、特別会計のルールなんです、その当時、やはり言い方は失礼ですが、未納はございました。ですから、国に払うときには、当然、払えない時期がありました。そのとき私の記憶では、一般会計から2度ほど、多分1億と1億、2億ぐらいその当時に特別会計に入れております。ということは、特別会計のほうで支払いができないという状況で2回にわたって繰り入れをしている経緯があります。それはまた担当課で調べていただいたらそれが出ると思いま

すが。

ですから、そういうことを考えますと、確かに特別会計から一般会計にするときに既に返してる分がありますから、償還金は年々減ってきますから、その特別会計として鈴木議員がおっしゃるように2億ほどのあれが残ってきたということだろうと思うんですが。それについては残り全額を繰り上げ償還をして特別会計を閉鎖しているということがありますので、今担当課長が言われましたように、単年じゃなくて、今までの資金の流れの中でその辺は計算をして出す数字が出てくると思いますが、それが出てこないとその説明がしにくいのかなと思いますので。

要するに、返ってない。返ってないといいますのは、先に町のほうで借入れを返したという経緯もありますので、その辺はまた担当課のほうの報告を待っていただきたいというふうに思います。

西澤博一議長　ほかありませんか。

今村議員　議長。

西澤博一議長　今村議員。

今村議員　議第79号の平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書で質疑をさせていただきます。

この平成27年度介護保険会計というのは、町の第6期介護保険計画の初年度ということで、3分の1の決算書が出たということになるわけですが、この決算書を歳入歳出を見て、最後の実質収支額。今回、実質収支額が917万157円の剰余金が出ているわけですね。それでその中で歳入歳出でどういうお金の流れになっているのかというのを見ますと、歳入では新たな町債、財政安定化基金貸付金というのが857万5,000円を超しております。

それで、歳出ではこの基金の繰り出しも行いながら、結果的には917万157円の剰余金が出ているわけなんですけど、これは第6期の最初の27年度の介護、第1号被保険者の1号保険料は増額されましたが、議会の修正などを経て引き上げはされたんですけど、5,200円になりました。それで、1年間、27年度はそれでやってたわけです。その結果が黒字決算という形に出てるんですけども。

ご承知のように28年度の4月1日からさらに標準月額が6,000円に引き上げられましたけれども、この今回の決算書で、私は国の介護保険制度が非常に改変されて介護サービスの給付削減、こういったことが第6期はさらに進んでいるなというのがよくこれで見えてわかるんですけども、今回の27年度の介護保険事業特別会計のこの歳入歳出決算について、町はどういう見解を持ってい

るのか。28年度の3月に保険料を上げないとこの会計は非常に苦しくなるということをおっしゃって、町の介護保険料を大幅な引き上げをしましたがけれども、6期の初年度の27年度においては単年度収支では黒字になっているということなんですけれども。

このことを受けて、今後の28年、29年、特に29年度は総合事業に移行していくわけですし、もう7期に入ったらもっとサービス抑制がもう国の審議会では計画されていますけれども、これを見て、豊郷町の介護保険会計における1号被保険者の保険料は引き下げとか、そういう検討とかはないのでしょうか。見解とその保険料の引き下げについてどう思っているのか、そのことについて答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川課長。

医療保険課長 まず、27年度の介護保険事業に係る決算の状況でございます。計画数値からまた繰越額が出たことについて述べさせていただきますが。

まず、917万円の実質収支が出たということでございますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、それに伴う27年度におきましては857万5,000円を借り入れてるということでございます。

これにつきましては、昨年12月現在の状況で決算見込みを出しましたところ、どうしても今の収入から見るとこの金額857万5,000円が不足するであろうという予測を立てて、これが県に借り入れる最終のタイムリミットでございましたので、この時点で借り入れをさせていただいたところでございます。

しかし、その後、交付金、補助金の入が多目に入ったということから、基本的にはこの917万円という部分が出たわけですが、ざっくり単純に見てみましても、この借り入れた分が繰り越したのではないのかなというふうに考えております。

また、今回補正をしておりますように、900万近い交付金、補助金の返還を生じておるということでございますから、実質的にはその部分が赤となっておるというふうに認識をしております。

保険料の件もございしますが、7期に向けては、やはりそういう部分は厳密ないろいろと検討を重ねてまいって、適切な保険料を算出していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。再質疑です。

今村議員 今の課長答弁で、28年度の中でまたそういう償還もふえていくというお話でしたけれども、27年度の第6期の計画数値の中で、特に療養、この介護給付費の見積もりに対して町はどのように考えているのか。それと現実と実態とをまずそれをお聞きしたいと思います。

それから、28年度はもう1号被保険者の保険料は引き上げられましたので、皆さん高いと言っておられますが、その徴収は行われているわけです。そうすると、65歳以上の方が1,800人以上いらっしゃるわけですが、その値上がった保険料が保険料財源として28年度には27年度よりも非常に多く入ってくるわけじゃないですか。

先ほど課長は、第5期の最後、27年の12月に財政安定化基金貸付金の期限があったので857万円を借りたんやというお話でしたけれども、実質収支的には借りなくても行けたわけですよ。この結果から見ればね。そういう心配されていたというのはわかるんですが。でも、借りたにしても、この6期に借入れをしてということは第7期に対して借入金の返済というのが出てくるわけじゃないですか。

でも、先ほどの補正予算では、もう5期の分は繰り上げ償還もし始めているという形で、余剰金が28年度においては出てきてるとというのが、あれを見てると端的に出てるんですけども。そういう会計をやっておられて、今、高齢者の皆さんは最近、やっぱり介護保険料が高いというのと、利用料を払って介護サービス受けるのが大変だという声が町内ちまたで聞かれますけれども、会計上、引き下げができるんやったら私は引き下げも検討していくべきだと思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えているのか。

それと、介護給付費総額、それに対しての町の見積もりは、第6期の見積もりは、現実とその計画との差異はどう思っているのか、ちょっと説明してください。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川課長。

医療保険課長 まず、27年度の計画数値と実績数値の差異でございますが、全体的に見まして、計画数値と実績額の比率でございますが、約98%の実績数値が出ております。これはあくまでも6,000円の保険料としての算出でございますので、先ほども申し上げましたとおり、交付金、補助金が基本的には908万円は多く入っておることから今回補正をして、908万円の補正、返還金が生じていると。27年度分について今年度で908万円を返さなければならないという部分についてが実質的な赤字の部分ではないのかと考えておるところでございます。

介護保険料についてはそのような適切な算出の方法でほぼ第6期の27年度、単年度の計画としてはそのような率が出ておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長

ほかにありますか。

議 員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第75号平成27年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第76号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第80号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第77号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第78号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤博一議長

異議なしと認め、よって、議第75号を予算決算常任委員会に、議第76号、議第79号及び議第80号を文教民生常任委員会に、議第77号及び議第78号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、よろしくお願いをいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時46分 散会)